

第三十八回 参議院建設委員会会議録 第二十二号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十八日委員米田正文君辞任につき、その補欠として島畠徳次郎君を議長において指名した。本日委員島畠徳次郎君辞任につき、その補欠として米田正文君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

稻浦 鹿藏君

理事

稻浦 鹿藏君

委員

田中 清一君
松野 武藤
内村 常介君
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
田上 松衛君
小平 芳平君
瀬戸山三男君
衆議院議員
國務大臣
建設大臣
政府委員
建設省住宅局長
事務局側
常任委員
武井 篤君
中村 梅吉君
治君

本日の会議に付した案件

○特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○建築基準法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○防災建築街区造成法案

(内閣送付、予備審査)

○防災建築街区造成法案

(内閣送付、予備審査)

○委員長(稻浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。本日は、初めに三案につきまして説明を聞いた後、防災建築街区造成法案について質疑を行ないたいと思います。

まず初めに、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただいま上程になりました特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、衆議院におきましては建設委員会の提案となつておるわけでありまして、理事の私がかわりまして、その提案の理由を申し上げます。

本法案の目的といつたしますところは、現行の特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五年間延長しよとするものであります。御承知の如く、九州、四国、中国から中部

地方にまたがり、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花こう岩風化土、富士マサ等におわれた、いわゆる特殊土じょう地帯は、その風土的悪条件から、台風、豪雨等による被害を特に著しく受けやすく、またその農業生産性も著しい低位を免れない状況にあるのであります。これが対策の実施は緊急の必要があるのです。

かかる実情に対処するため、さきに、昭和二十七年四月、議員立法として特殊土じょう地帯災害防除及び振興法が制定され、さらに三十一

年三月に、期限延長の一部改正をいたしました。そして、同法に基づきまして、治山、砂防、農地保全、土壤改良等の対策事業が実施されて参ったのであります。

臨時措置法が制定され、さらに三十一

年三月に、期限延長の一部改正をいたしました。そして、同法に基づきまして、治山、砂防、農地保全、土壤改良等の対策事業が実施されて参ったのであります。

今日まで九年間ににおけるこれら対策

事業の実績は、相当の効果を上げたと申すべく、同法の目的といたします災害防除と農業振興の両面にわたって著しい進歩改善がなされ、地域住民の福利向上に多大の貢献をなし、大きく感謝されておる次第であります。が、翻つてその進捗状況をみると、必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないの

であります。すなわち、さきに内閣総理大臣が定めた昭和三十二年度から昭和三十六年度に至る第二次五年計画

の昭和三十五年度までの事業進捗状況は、ようやく計画の五七%程度にすぎないの

であります。そこで、このままでは、

実施可能の規模に極力圧迫した

ものであつて、早急に実施を要する重

要事業であつても、あえてこれを今後

にゆだねているものが少くないのであります。

かくして、この際、現計画の残事業の完遂はもちろん、さらに新たなる事業

の実施が強力に推進することは、国土保全、民生安定のみならず、現在わが国

施政の至上命題となつております所得

格差縮小の見地からも、その重要性は

まさに大きいものと言わざるを得な

いのであります。

そこで、同法は来たる昭和三十七年

三月を最終期限としておりますので、

ここに同法の一部を改正し、昭和四十

二年三月三十一日までその有効期限を

延長して、所期の目的を完全に遂行

たいと存ずるものであります。

以上、本法案の提案理由を簡単に御

説明申し上げましたが、何とぞ慎重御

審議の上、すみやかに御可決あらんこ

とをお願い申し上げます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 本案について御

説明申し上げましたが、何とぞ慎重御

審議の上、すみやかに御可決あらんこ

とをお願い申し上げます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 次に、建築基

準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま建

築基準法の一部を改正する法律案を議題といたしました建築基準法の一部を改

正する法律案の提案理由とその要旨を

御説明申し上げます。

御承知の通り、建築基準法は、建築

物の敷地、構造、設備及び用途に関する

規定を適用しないこととし、その街区

の整備改善に関する制限の合理化をは

そのかわりに、從来実施しております

建築物の建蔽率、高さ等に関する制限

規定を適用しないこととし、その街区

の延べ面積の敷地面積に対する割合、

高さ及び壁面の位置について、その街

区の整備を主眼とする規制を行ない、

そのかわりに、從来実施しております

小規模な自動車車庫に対する防火上の構造制限の一部を緩和し、また、自動車修理工場につきましては、自動車交通の発達に伴い、商業地域内に建築できる規模の限度を若干引き上げることといたしました。

第三に、特殊建築物の防火に関する規定を整備いたしたこととあります。すなわち、最近の災害例にかんがみ、キャバレーラ等の用に供する建築物または自動車修理工場の用に供する建築物で一定規模以上のものについて、防火上の構造制限を強化することといたしました。

第四に、違反防止の措置を強化したこととあります。法令に違反することが明らかな工事中の建築物について確実に工事を中止させるため、一定の場合に工事從事者に対しても、作業の停止を命ずることができることとし、違反防止の措置に遺憾なきを期すことといたしました。

第五に、建築協定に関する規定を整備いたしたこととあります。すなわち、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するためには、現行の協定事項のみでは不十分でありますので、建築物の用途についての基準を協定することができるごとにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さります。

いまするようお願いいたす次第でござります。

○委員長(福浦鹿藏君) 次に、測量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○内村清次君 次に、測量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

○内村清次君 第二に、建設大臣または都道府県知事は、登録簿等またはその登録を受ける測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならぬものといたしました。

○内村清次君 第二に、建設大臣または都道府県知事は、登録簿等またはその登録を受ける測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならぬものといたしました。

○内村清次君 第二に、建設大臣または都道府県知事は、登録簿等またはその登録を受ける測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならぬものといたしました。

提案理由の説明を願います。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま議題となりました測量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

第四に、建設大臣は、測量業者が登録の要件を欠くに至ったとき等において著しく不当な行為をしたとき等においては、その登録を取り消し、またはその職員に営業所等の立ち入りを禁ずることといたしました。

○政府委員(鶴田治君) 耐火建築促進法を改正いたしました第一点といたしましては、従来の耐火建築促進法におきましては、防火建築帯の指定は、防

火地域内だけに限られていたのでございました。

○内村清次君

おありの方は、順次御答言を願います。

○内村清次君 第三に、測量業者の業務処理の原則を規定し、測量業者の一括下請負を禁止する等必要な業務の規制を行なうとともに、他方、測量業者は、その業務の改善または測量技術の向上のため、建設大臣に対して必要な助言を求めることがありますといたしました。

○内村清次君 第四に、建設大臣は、測量業者が登録の要件を欠くに至ったとき等において著しく不当な行為をしたとき等においては、その登録を取り消し、またはその職員に営業所等の立ち入りを禁ずることといたしました。

○内村清次君

おありの方は、順次御答言を願います。

○内村清次君 第五に、建築協定に関する規定を整備いたしたこととあります。すなわち、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するためには、現行の協定事項のみでは不十分でありますので、建築物の用途についての基準を協定することができるごとにいたしました。

○内村清次君

おありの方は、順次御答言を願います。

○内村清次君

推進して参りたいと、かように考えております。

○内村清次君 そうすると、この不燃化対策のこの法案は、その中心的な役割を今後果たしていくというような考え方もあると思いますが、防災建築帶の造成は、今どういうふうな形で造成されておるのか、あるいはまた、この法案がかりに国会で審議され、可決をするというような場合のときに、本年度におけるところの防災建築街区造成事業の事業量というものは、一体どのくらい政府の方は考えておられるか、この点、一つ承っておきたいと思います。

○政府委員(稗田治君) 昭和二十七年度から防火建築帶を指定しまして、その造成に努めて参ったわけございまが、三十五年度までに、防火建築帶の造成事業としまして、国の補助を受けまして造成しました間口の延長は約四十五キロにわたっております。これに投入しました補助金の総額は約十億円でございます。昭和三十六年度に、この現在、御審議願っております法案が施行になりますれば、これに三十六年度といたしましては、国庫補助の総額は二億五千万円でございまして、施行を予定しております都市は約四十都市にならうかと存じております。

○内村清次君 たゞいま国庫補助の総額といふものは二億五千万円だ、そうしてその施行を予定している都市は約四十都市ばかり考へていると、ことごとくいましたが、この四十都市の指定の仕方ということですね、これは大体、どういうよな御計画ですか。まあたとえば北は北海道から南は九州までの間で、どういうよな形で

やついくといふような、基準か何かありますか。

○政府委員(稗田治君) 防災建築街区の指定でございますが、法案の三条に規定してございますように、関係市町村の申し出に基づきまして、防火地域内、または都市計画区域内にある災害危険区域内におきまして指定をするわけでございます。

なお指定の仕方といたしましては、都市の枢要地帯におきまして、災害を効果的に防止するよう、系統的にこの防災建築街区が配置されるよう計画を立てるつもりでございます。

○内村清次君 私が申し上げますのは、そうやつた第三条の規定で、関係市町村の申し出に基づいて、今後指定

という問題が考えられましようが、政

府の一応の見通しとして、北は北海道から南は九州までの間に、やはり都市の非常に周密をしたところの市街地区

でござりますが、まあこの中部で、名古屋なら名古屋、大阪なら大阪を基準

としたしまして、一体、どういうよ

な割合になつてくるような予想がされ

ておるかというわけです。

○政府委員(稗田治君) 従来耐火建築促進法において、防火建築帶を指

定しておったわけでございますが、そ

のなかで、まあ法律上の用語ではございませんけれども、重点防火帶と申しま

して、ここだけは早期に完成しようと

いうようなことを目標に努力を続けて

おつたわけでございます。その從来指

定されました防火帶の中で、重点防火

帶といふように計画されおりました

ものは、今回の法律に基づきまして

防火建築街区といふように指定が手続を踏んで変えられるというように考えておるわけでございます。

も、もちろん災害の防止という使命を持っています關係上、災害が非常に起り得ることが予想されるような大都市あるいは中小都市等におきまして、緩急の度合いを考慮して助成を進めていきたいと考へております。

○内村清次君 第二章に防災建築街区造成組合という章が設けられてありますけれども、なぜ組合制度といふものを採用せられたのか、この理由を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(稗田治君) この防災建築街区造成組合でございますが、法律上制定しようというのは、この法案が最初でござりますけれども、従来の耐火建築促進法を施行して参りました場合にも、防火建築帶におきまして造成しますように、できるだけ建物が連続して建てられるように指導をして参ったわけでございます。従いまして、従来の耐火建築促進法の施行の場合にも、地元におきまして期成同盟といつたような組合が結成されまして、事業の実施を行なつてきたわけでござります。目的といたしましては災害を防止する関係から申しまして、できるだけ連携して、固まって耐火建築物が立ち並ぶ。なおその立ち並ぶ場合に漏れなく、建築物を建築できる権限を有する者が漏れなく加入することが非常に望ましいことでございます。

これをできるだけ自主的に促進させよう

というわけでございますが、第五十一

条の方にござりますように「都道府県

知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、……組合員たる資格

かと存じまして、その組合制度の自主化が促進されるようにという考え方をいたしたわけでございます。

○内村清次君 まあ第四条の防災建築街区造成組合の目的の中に、「防災建築物を建築しようとする者の共同の利益を持っており得ることにより、」云々

となる事業を行なうことにより、

という問題がござりますね。こういう規定の中に、この組合が結成されておられますと、第五条は、その組合が法

人格でなくちやならない、こういった組合の性格からいたしまして、この組合に強制権というものが付与していな

いようですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(稗田治君) ただいま御意見にございましたような組合に強制権を付与するということにつきまして、われわれも十分検討をいたしたわけでございます。将来の方向といたしましては、そういう強制権を付与するというような時期も参るかと思うのでございますが、御承知のようにこの事業は、耐火建築物を建設する事業を営みますので、非常に多額の経費を要するわけでございます。そこで、組合

自体が土地を収用して、強制的に執行するということにしておりまして、今

その経済的な基礎等におきまして、今

日の段階におきましては、なお慎重に

検討をしなければならない点も若干あ

るわけでございます。従来の耐火建築

促進の関係におきまして、できておる組合におきましても、工事の発注等に

おきましては、めいめいに組合員の計

算において、それをあせんして、組

合が工事の委託を受けて担当しておる

を有する者に対しても組合への加入を勧

す。従いまして、組合の計算のもとに事業を執行するということは将来の方でございますけれども、今日の実際の実情から申しますと、まだ組合計算で、この仕事を強制的に遂行していくには若干時期が早いというふうに判断したわけでございます。

○内村清次君 第四条の目的の項を見

てみると、先ほど言いましたように、共同の利益となる事業を行なうものであります。

○内村清次君 まあ、これが組合結成の主たる目的であります。それは防災建築街区における適切な防災建築物の建築を促進する、あるいは土地の合理的利用と環境の整備改善をはかる、こういった目的のために組合は強制加入というような、そういった性格を持たせておらない。もし

そうであるとすれば、共同の利益となるような、こういう防災建築物の建築の促進なんというようなことをやって

あります上において、もし組合に加入をしないというような人たちが、これ

はまあ強制でない以上はあるわけです

から、そういう組合加入を希望しない

というような人たちに対しては、どう

いうような措置をとつてありますか、これは。

○政府委員(稗田治君) 防災建築街区の造成上、できれば全員が合意で、全員漏れなく、建築物を建築できる権限

を有する者が漏れなく加入することが非常に望ましいことでございます。

これをできるだけ自主的に促進させよう

というわけでございますが、第五十一

条の方にござりますように「都道府県

知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、……組合員たる資格

の指定でございますが、法案の三条に規定してござりますように、関係市町村の申し出に基づきまして、防火地域内、または都市計画区域内にある災害危険区域内におきまして指定をするわけでございます。

なお指定の仕方といたしましては、

やついくといふような、基準か何かありますか。

○政府委員(稗田治君) 防災建築街区の指定でございますが、法案の三条に規定してござりますように、関係市町

村の申し出に基づきまして、防火地域内、または都市計画区域内にある災害危険区域内におきまして指定をするわけでございます。

なお指定の仕方といたしましては、

やついくといふような、基準か何かありますか。

ておるかですね、この点を一つお聞きしておきましょう。

○政府委員(稲田治君) 耐火建築促進法におきましては、補助金は防火建

築帶の中に建つ建物につきまして、耐

火建築物と木造建築物との標準建設費の差額の四分の一を国が補助することになつておつたわけでございます。も

ちろん、この四分の一の国庫補助と申し

ますのは間接補助でございまして、地方

公共団体が、さらに四分の一の補助金を加えまして、建築主には、差額の二分の一の補助金がいくよくなつておつたわけでございますが、今度のこの法案におきましては、木造と耐火建築物の差額という考え方を改めまして、

法文には、「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。」となつてござりますが、大規模の共同建築物の建築を促進するために、その基本計画の作成でございますとか、また、既存建築物の除却工事、それから共同付帯施設、下水や水道等の屋外の付帯でございますが、そういうものの設置に要する費用等につきまして、国はその三分の一を補助するというように考えておるわけでございます。なお、この場合も、地方公共団体は、同様に三分の一の国と同額の補助を加えまして、三分の二の補助金がいくわけでござります。補助金を従来の四分の一から三分の一というように切りかえましたのは、木造と耐火建築物の標準建設費の差額の四分の一といふ従来の金額でござりますが、出資されておつた絶対的な金額を下回らないようにして、調査設計費によりまして、調査設計費でござりますとか、除却の費用でござりますと

か、共同付帯施設の費用ということになりますので、三分の一というようにいたしましたわけでござります。

○田中一君 大臣どうしました。総括質問には、やはり大臣来なければ困る

んですよ。総括質問の場合には、大臣

が出席をしなかつたら質疑はできな

のですよ。われわれ政治的配慮とい

うものがあるんだから、住宅局長だけ追

及しても、どうにもならないからね。

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記をとめ

〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 速記をつけ

て。

○田中一君 耐火建築促進法が二十七

年にでき上がって以来、三十五年まで

の国が出資した補助金の額を一つ示し

て下さい。

○政府委員(稲田治君) 約十億でござ

ります。

○田中一君 年次別に出ているはずでござりますから、それを年次別に御報

告願います。

○政府委員(稲田治君) 昭和二十七年

が二億でございます。二十八年も二億

でござります。二十九年が九千万でござります。三十年が六千二百万でござります。三十一年が三千八百万でござります。三十二年が一億五千三十八万でござります。三十三年が一億でござります。三十四年が九千九百九十万でござります。三十五年が一億一千三百九十三万でござります。

○田中一君 三十六年度、新法では、

補助金の予算は一億五千万円でござ

ります。

○田中一君 それから耐火建築促進法で行なわれた個人の防火建築帶の希望数——坪数はむずかしいから、希望された一つの計画でいい、大小があつて非常に出し方がむずかしいから、正確

なものは坪数ということになると、一番いいけれども、それはちょっと、手元に

ないと思うから、件数で一つ。それは

二十七年から三十五年までの希望した

件数、それから公共事業体が行なつた

件数、年次別に出して下さい。

○田中一君 一ぺん言います。耐火建築促進法で、法制定以来、個人として申し込

んだ個人の申し込みの数、それから決

定件数、それから公共団体の行なつた

件数、年次別に出して下さい。これは、

むろんこの補助金で見合うわけなんで

すけれども、私が知りたいのは、個人

の申し込みで、すでに決定された

決定ということは、結局予算で制約さ

れるということになる。その分け方で

すね、公共団体でやった場合には、ど

うなっているかということを知りたい

わけです。

○政府委員(稲田治君) 詳細には、の

ちほど資料を調製いたしまして提出い

たしましたが、補助金を交付しまして完

成しました延長——間口の延長でござ

りますが、四十五キロになってござい

ます。で、なお地方公共団体が、十

二条以下の条文を使いまして強制的に

実施したという例は、残念ながらな

かかったわけでござります。

○田中一君 それ一つ、個人の申し込

みと申し込んだ間口ですか、間口で

言つておるわけですね、その申し込み

かかったわけでござります。

○田中一君 申込の件数と申込の件数

の年次別キロ数というか間口数ね、そ

れから決定されたもの、これは今言つ

うです。

○田中一君 三十六年度の予算に見

合うものであります。それから府県別に出せるわね——私は、なぜそれを知りたいか。今この予算でわかる通り——、

これはちょっと、大臣に言おうな。住宅局長の気持と僕の気持と同じなんだ

よ。同じでありながら、住宅局長にこ

ういう質問するのは酷なんだ。住宅局

をはかつてきました。ところが、常にこの

長の心境と僕の心境と同じだから、困つてしまふ。だから、結局大臣に質

問しなければならない。この法律の制

定以来今日まで、常にこの予算の増加

をはかつてきました。ところが、なかなかそこ

まで進まないと、いう場合に、○・

三%を事業を行なわない都道府県、市

町村等にも交付しようとしているの

か、その点を一つ伺つておきたい。

○政府委員(稲田治君) 本年度施行を予定されている都市でござりますが、約四十都市が申し込みをしているわけ

でございます。主な都市名を申します

と、東京、大阪、名古屋、横浜、神戸、

岡、吉原、金沢、大垣、彦根、四日市、

酒井、和歌山、姫路、岡山、福山、岩

鉄路、山形、宇都宮、船橋、浜松、静

岡、戸畠、鹿児島、今治等でございま

す。

なお、昨年の五月の末にありました

チリ津波の災害関係といたしまして、

大船渡が従来の防火建築帶の制度で、

本年度は行なうことになつております。

次に、ただいま申し上げました約四

十都市の公共団体におきまして、防災

建築街区の指定を行なうわけござい

ます。が、帶状でなしに街区という指定

になりましたので、その街区の造成事

業も、単年度ということには必ずしも

ならないわけでございます。従いまし

て、補助金を交付いたします場合に

は金はいいです、金は。これを出していただきたいと思うのです。まだそれが完全に配賦されて決定的な配賦先が

されただけでないというなら、それで非常に出し方がむずかしいから、正確

なものは坪数ということになると、一番

いいけれども、それはちょっと、手元に

ないと思うから、件数で一つ。それは

二十七年から三十五年までの希望した

件数、それから公共事業体が行なつた

件数、年次別に出して下さい。

○田中一君 一ぺん言います。耐火建築促進法で、法制定以来、個人として申し込

んだ個人の申し込みの数、それから決

定件数、それから公共団体の行なつた

件数、年次別に出して下さい。これは、

むろんこの補助金で見合うわけなんで

すけれども、私が知りたいのは、個人

の申し込みで、すでに決定された

決定ということは、結局予算で制約さ

れるということになる。その分け方で

すね、公共団体でやった場合には、ど

うなっているかということを知りたい

わけです。

○政府委員(稲田治君) 詳細には、の

ちほど資料を調製いたしまして提出い

たしましたが、補助金を交付しまして完

成しました延長——間口の延長でござ

りますが、四十五キロになつてござい

ます。で、なお地方公共団体が、十

二条以下の条文を使いまして強制的に

実施したという例は、残念ながらな

かかったわけでござります。

○田中一君 申込の件数と申込の件数

の年次別キロ数というか間口数ね、そ

れから決定されたもの、これは今言つ

うです。

○田中一君 三十六年度の予算に見

その年次別の補助金ということに
なろうかと存じます。

それから街区というふうに面的に改正をいたしますので、間口の延長といふことなしに、面積で表示されるか

と想ふのです。

四十都市のうち旧法の分と今度新法でいく分と、二通りあるわけですね。その純然たる今度の新法でいく分が、その四十都市の中に幾らありますか。

○政府委員(稗田治君) この改正法案におきまして、純然たる耐火建築促進法の条文を使いまして施行いたします。まことに大変度の災害に対する防火の月

十七年二億、二十八年二億、二十九九年九千万、三十年六千二百万、三十一年三千八百万、三十二年一億五千万余万、三十三年一億、三十四年九千九百九十九年、三十五年一億一千万余、こういう形になつてゐる。私は、ここに政府のこの耐火建築に対する考え方、認識といふものが、このようないくつかあると、いうことがわかるわけなんです。

○田中一君 この約四十の都市で、計
西にあらわす
いう費用につきましては、地方公共
団体の方で負担していただこうという
わけでございます。

十ので、それを一年間は融資の制度は、そのまま防火建築費に残るわけでは

といふものは、たしか富山県の魚津の大
火に持つていったはずでございま
す。よハ法律を作つても、少數の国民

財政状態にもよりましょうけれども、熱意等にもよるとと思ひますが、大体、どんなものですか。どこは何ヵ年計

消するわけですね。なくなつてしまふ

の希望——個人で補助金をくれとい
う、事業を行なつた申し込み数と、そ

○政府委員(鶴田治君) 基準といたし
年度で終わるものもあるのか、その点
の状況を知らせて下さい。

い。未だ万能か、が不れるでござります。之は、路線工の防火地域として都

少々第一回迄の「春水」が腹目といひものは、また法律の大半を占めておるところでは、（共讀本）、二の事達

通しが困難になりますので、三ヵ年と
いうような年次計画で出していただく

災建築街区造成法の質疑をやつて いる

る役割を果たすべき性質のものなんです。八〇%のその地域の市民が賛成す

は、五ヵ年計画というので提出しているところあります。

るといふことにがってれますか

うが強制面をあつたわけです。伺って
みますと、公共団体に、今日までに残

て川音の航行の力を本筋に引き続
いてやる分は、この一年間やるという
ことになつておるのでですね。旧法で指
定された地域については、今言われた

以来、この有効率というものは、まあむね十億程度にとどまっているのであります。三十五年まで十億程度にとどまっている。年次別に申し上げますと、二

急ながら約十年たって一件もございませんということなんですね。もちろんこれに対しましては、地方公共団体も補助金を負担しなければならない。まあ

にまた、街区になりますと、規模も大きくなりますから、これはどうしても継続事業的な性格を持つてくる。その場合に、今住宅局長からは、大体基準

相当額を予算に計上する必要というふうがあるわけでございますが、あわせて今度、この街区制によりまして、組合の制度等も新設をいたしまして、民間から盛り上がる力もこれによって一つ培養して参りたい。そうすることによりまして、補助もそうでございますが、片一方でございまして住宅金融公庫の中高層建築の補助等も活用し、また自然、そういうこととからみ合つて、住宅金融公庫の中高層建築の融資等の資金需要がふえて参りますれば、この方も、これは努力をいたしまして、十分の措置を——今でも不十分でございますが、充実をして参らなければなりません。私どもいたしましては、世相と現状にかんがみまして、こういうような新しい立法措置を講ずる機会に、財政当局の理解も強めて、われわれも努力をいたしまして、目的を果たすように努めて参りたい。これは、ほんとうに場当たりでなく、私ども真剣に、そう考えておるような次第でございます。

○田中一君 今ちょっと、言葉が間違ひだと思うのですが、住宅金融公庫の補助じゃなく融資ですね。

○国務大臣（中村梅吉君） 融資です。補助と申し上げたのは間違います。

○田中一君 全くその通りなんですね。もちろん、あらゆる面で防災街区を作るということは必要であります。どういう施策をとってもかまいません。しかし、もしも実際に他の方法で、それが促進されるならば、補助金なんか要らないです。

現に大体、これには資本金が豊かにあるとかないとかいう制限もありませ

んし、坪数に大小の制限も——これだけで政令できまつておるのかな。そういう点の対象が何であるかという場合も、今まで防火建築帯の場合には、一応の基準をきめて融資対象というものはきめておったようだ。規模がきまつておりますけれども、あまり、三井不動産なんかがやるものには、たしか出していないと思うのですが、その点は住宅局長、どうですか。

○政府委員(稗田治君) 従来の耐火建築促進法におきましては、三階以上といふのが、高度制限にあつたわけですが、建の規定に合いました建物でございまして、補助の対象になり得るわけですが、ますけれども、補助金の効果をできるだけ有効に活用しようというような観点から、実際の運用の面におきまして、あまり大きな資本のところとか負担力のあるところには出していませんたわけでございます。

○田中一君 今、住宅局長が言ったような行政指導をやつてきたわけなんですねけれども、しかしそれならば、これははつきり明記すべきです。社会保護法的な、社会保険的な、あるいはこういうことをいうと、ちょっとどぎつくなれるけれども、社会主义的な思想を盛り込まなければ、こういうものの達成は見られないわけなんですよ。政府も幸いにして、そういう資金が豊かな弊社企業には出しておられたかったらしいですが、それならば、もう一步進んで具体的に対象を明らかにするべきなんです。そうして、おそらく住宅局

るは、本年度の二億五千万をねらって補助してくれというような要求がきていました。そうですが、ただ、きているから、それに対してやるのだということではなくして、緊要性というもの、そこにまず持つていなければならないと思うのです。

そうして、たとえ申し出がなくても、國として、政府として、当然この地区はしなければならぬというような——とにかく市が単独でやる事業じやございませんんで、補助金を出す以上、政府としてこの地区こそ、どうしてもしなければならないといふ趣通——行政指導と申しますか、をしなければならないと思うのです。そういう点はどういう工合に運用していくこととするのか伺つておきたいと思ひます。ただ単に申し込みがあつたから、それに対して補助をするのだということだけでは、これは地方財政が、これらに出す資金があるものは申し出て参りますけれども、他の方にいろんな問題があつた場合、たとえば今災害復旧的な役割を持つチリ津波の場合の大船渡、志津川なんていふところは、当然こういふものを作らなければならぬと思うのですが、おそらく志津川なんかでは、そういう財政的な裏づけは、なかなかできないものだから、しないのじゃないかと思うのです。そういう意味で國の意思というのがこの法律を作る以上はなくちゃならぬと思うのです。造成法という、ただ単に法律を作つて、地方公共団体にそれを知らしめて、地方公共団体が、単独で動けばいいのだということではないと思うのです。

○國務大臣（中村梅吉君） ことに、へ
お詫のありましたよな津波防歯等の
地域等につきましては、極力こちら
ら推進をいたしまして、行政指導等
十分行ないまして、防災建築のできき
するよう努めていきたいと思ひます。
それから一般市街につきましても、
十分に緊要性については検討をいたし
まして、その緊要性がある所に向かい
まして懇意をして進めていきたい。三
十六年度としましては、補助額はすで
に予算で決定しておりますので、この
範囲内でもなうよりいたし方ござい
ませんけれども、新しいこういうよ
な新制度を、国会でおきめ願えて立法
化することによりまして、私ども、決
年度以降の予算編成にあたりまして
は、この緊要性を説いて、極力推進の
できるよう努めていきたいと思ひます。
す。
○田中一君 基準として三ヵ年完成と
いうことになつてゐるそうですが、こ
の年度別完成比率は、どういう工合に
考えておりますか、住宅局長。三分の
一ずつでいいこうとするのか、あるいは
初年度はどうするという、何か計画が
あると思いますが……。

それは面的に、相当の工事量になるわけでございます。従いまして、そこで組合を結成して助成して参ります場合にも、単年度で一挙に一街区を竣工させるというふうな見通しが若干困難でございますので、これを街区の大きさに応じまして、三カ年程度に分けて実施をするわけでございます。

従いまして、当然街区の三つに年次の別の分け方といたしましては、三分の一ずつというような形になるわけでございます。ただ、一街区が着工が始まると、次々と他の街区におきまして、組合結成の機運が高まってくるわけでございます。そういうようなわけで、今後の事業量というのは、相当の伸び率をもって伸ばしていきたい、こういうように考えております。

○田中一君 そうすると、とにかくこれは四十都市に、これを振り向けるとすると、この分は、明年度は確保することができる理解してよろしくうござりますか。——ということは、三ヵ年継続の事業を行なうという計画が組合にできた場合に、それが初年度三分之一の二ならば、あと三分の二、つまり三年は、この部分に対する補助金が確保されるというような予算措置がとられるということに了解してよろしくうございますか。

○政府委員(稗田治君) 予算の編成や、その他形式上のことを申しますと、単年度事業でござりますけれども、法律が制定になりまして、この事業を遂行してゆく上におきましては、われわれといったましましては、今お述べになりましたような線で、その街区が完成できることのように最大の努力を払つもりであります。

○田中一君 法文に、そういう精神を織り込んであるところはありませんね。

○政府委員(稗田治君) 現在の予算の編成が、全部單年度ということになつておりますので、継続事業といったような意味のことを明定している条文はないわけございません。

○田中一君 むろん予算の範囲内で行なうのですが、継続的な性格を持つてゐるのは見てやる、それに努めるという条文くらいなければ不安です。継続事業というものは、財政法でもって認められておりますよ、たしか二十九年でしたか、二十七年でしたか、財政法は、継続事業を認めております。

私は、政府の実績からくる不信感があるのでないかと思う。二十七年から三十五年までの耐火建築促進法に対する熱意、これは、先ほど住宅局長が述べられたような何か計画のそこを来たすことは、国民党は迷惑です。精神規定でもいいから、そういうものはなければならぬと思うのです。それを明文化するということができないなら、これは大蔵大臣に、私ども念を押す以外にない。ほんとうに融資その他の方法でもって低利資金——利子補給とまで言いませんけれども、低利資金でこれを助成しようという考え方があるならば、場合によれば、こうした、補助金の制度なんといふものがなくともいい場合もあり得るのです。しかし一応耐火建築促進法の方法を継承して、こういう補助金制度というものができたのですから、これには、もう何ら対応しない、大賛成でございますけれども、しかし、それに対する今までの政府の怠慢さが、今度の新しい法律になつたからといって是正

されると、いうことは、建設大臣も努力をすると、言つておりますけれども、私は安心でない。組合等が、非常に苦しむわけなんですよ。そして組合なんというものは、大ぜいの意思を統一して、ものをきめるわけとして、国全体の予算の中からも、比率が、これ以上に上回らなければならぬわけなんですね。これに対する保証がないわけですよ。どうしても、これは大蔵大臣に来てもらつて、この点を念を押さなければ、これは建設大臣としても、あんたの任期中に、こういうものができる、うそをついたということになると困りますから、これは一つ、もしもそれがはつきりと、精神規定でもいいから、そういう明文化することができないならばですよ、やはりその点は、念を押さなければならぬと思う。少なくとも明文化すべきだと思うのです。

でございます。従いまして、共同建築ができるだけ奨励していくわけでござります。

中高層の耐火建築物に対する融資制度でございますが、もちろん一つの建物の中には、住宅部分がなければ中高層の耐火建築物は融資できないことになつておりますが、これは必ずしも、その店舗の上に住宅がなければならぬという制度ではないわけでござります。従いまして、共同建築を設計の方によりまして、純然たる商業用の建築物がございましても、他の部分に住宅部分が相当数ござりますと、全体として中高層の融資の要件を満たすというような運用ができるわけでござります。さような観点から災害の防止上、また土地の合理的な利用というような観点から、できるだけまとまって共同建築になるよう指導して参りたいと考えております。

○田中一君 そうしますと、街区というものが、一つのブロックになって、そうしてたとえば、市街地改造事業と同じように、ある道をはさんで向こう側にアパートの建物がある、こっちは全部表は事務所建築、商業建築だということになつた場合には、街区全体を合わせて中高層の融資対象になるということですか、そうでないのですか。

○政府委員(稗田治君) 今お尋ねの点につきましては、中高層の耐火建築物に対する融資制度を住宅局としまして立案したときから間題点でございまして、将来とすれば、むねが変わりますても、一街区として、あるいは一つの敷地内で、住宅部分と商業用部分とが分離された場合であっても、融資が望ましいというように、建設省として

は考へておつたわけでござりますけれども、いろいろ制度上、なお検討を要する問題がございましたので、たゞまのところは、中高層の耐火建築物融資としますと、一むねに、その建物がまとまっておらなければいけないわけでござります。

ただ、その場合に、必ずしも二階、三階に住宅がなければならないということにはならないわけでございますので、つながっておれば、片方は、下から全部住宅でございましても、融資の対象になるわけでござります。

○田中一君 大臣、十二時半に、どつかに行かれるそうですから、私は、あとの質問は留保しておきます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 他に、住宅局长に質疑のある方はありませんか。……

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会